

# 独立行政法人大学入試センター役員会議規則

〔平成13年4月1日〕  
規則第5号

改正 平成13年11月22日規則第76号  
改正 平成14年3月29日規則第11号  
改正 平成16年3月25日規則第8号  
改正 平成19年5月25日規則第28号  
改正 平成21年3月30日規則第11号  
改正 平成23年3月24日規則第6号  
改正 平成26年3月31日規則第6号  
改正 平成27年3月31日規則第11号  
改正 平成29年3月31日規則第4号  
改正 平成30年9月30日規則第26号  
改正 令和2年3月31日規則第70号

## 独立行政法人大学入試センター役員会議規則

(設置)

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）に、センターの業務運営等に関する重要事項を審議し、理事長の意思決定を補佐するために、役員会議を置く。

(構成員)

第2条 役員会議の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 理事長
- 二 理事
- 三 監事
- 四 試験・研究統括官
- 五 試験・研究副統括官
- 六 試験・研究統括補佐官
- 七 審議役
- 八 企画調整役
- 九 部長
- 十 特命担当部長

2 次長、課長及び参事は役員会議に出席するものとする。

3 理事長が必要と認めるときは、前二項以外の者を出席させることができる。

(会議の招集等)

第3条 役員会議は、理事長が招集し主催する。

2 役員会議は、原則として毎月1回開催するものとする。

(庶務)

第4条 役員会議の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年11月22日から施行し、平成13年12月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年 5 月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月24日）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 9 月30日）

この規則は、平成30年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月31日）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。